

令和 3 年 4 月 9 日

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則の一部改正 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p>(直接募集等に関する通則)</p> <p>第 3 条 投資信託委託会社 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26 年法律第198 号) 第2条第11 項に規定するものをいい、以下「委託会社」という。) <u>及び金融商品仲介業者 (定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)</u> は、<u>委託会社が</u> 設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 <u>委託会社及び金融商品仲介業者 (以下「委託会社等」という)</u> は、<u>委託会社が</u> 設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(勧誘開始基準)</p> <p>第 4 条 委託会社等は、顧客 (個人に限り、特定投資家 (金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家 (同法第34条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。) 第53条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項 (同法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)) の規定により、金商業等府令第53条第 1 号及び第 2 号に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p>(直接募集等に関する通則)</p> <p>第 3 条 投資信託委託会社 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26 年法律第198 号) 第2条第11 項に規定するものをいい、以下「委託会社」という。) は、<u>自ら</u> 設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 委託会社は、<u>自ら</u> 設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(勧誘開始基準)</p> <p>第 4 条 委託会社は、顧客 (個人に限り、特定投資家 (金商法第 2 条第31項に規定する特定投資家 (同法第34条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。) 第53条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項 (同法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)) の規定により、金商業等府令第53条第 1 号及び第 2 号に掲げる契</p>

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則

新	旧
<p>契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下第5条、第6条において同じ。)を除く。以下本条において同じ。)に対し、<u>委託会社</u>が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の受益証券の取得の勧誘(当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、委託会社等の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第5条 委託会社等は、<u>委託会社</u>が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客(特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。)に対し注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、取得に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該投資信託と同種の内容の投資信託の取得に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第2項第2号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>(1) リスクに関する注意喚起</p> <p>(2) 業務規程第12条第2項及び第13条第2項に基づき<u>本会</u>が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先</p> <p>3 <u>委託会社等</u>は、顧客と投資信託の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項</p>	<p>契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下第5条、第6条において同じ。)を除く。以下本条において同じ。)に対し、<u>自ら</u>設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の受益証券の取得の勧誘(当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、委託会社の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第5条 委託会社は、<u>自ら</u>設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客(特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。)に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、取得に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該投資信託と同種の内容の投資信託の取得に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第2項第2号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>(1) リスクに関する注意喚起</p> <p>(2) 業務規程第12条第2項及び第13条第2項に基づき<u>本協会</u>が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先</p> <p>3 委託会社は、顧客と投資信託の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の</p>

新	旧
<p>の説明を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 6 条 委託会社等は、顧客と委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取得の勧誘に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取得に関する確認書を徴求するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(電磁的方法による書面の交付等)</p> <p>第 7 条 委託会社等は、第 5 条に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、当該注意喚起文書に記載すべき事項について金商業等府令第 56 条、第 57 条に定める電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託会社は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。</p> <p>2 委託会社等は、第 6 条に規定する確認書の徴求に代えて、当該確認書に記載すべき事項について金商業等府令第 57 条の 3 に定める電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該委託会社は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、定款改正に係る主務大臣の認可の日 (令和 3 年 月 日) から施行する。</u></p>	<p>説明を行わなければならない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 6 条 委託会社は、顧客と自ら設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取得の勧誘に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取得に関する確認書を徴求するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (同 左)</p> <p>(電磁的方法による書面の交付等)</p> <p>第 7 条 委託会社は、第 5 条に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、当該注意喚起文書に記載すべき事項について金商業等府令第 56 条、第 57 条に定める電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託会社は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。</p> <p>2 委託会社は、第 6 条に規定する確認書の徴求に代えて、当該確認書に記載すべき事項について金商業等府令第 57 条の 3 に定める電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該委託会社は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p> <p>(同 左)</p>